

Title	勤王と護國
Sub Title	
Author	本多, 辰次郎(Honda, Tatsujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.2 (1924. 8) ,p.153(314)- 163(324)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240800-0153">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240800-0153</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 勤王と護國

## 一、勤王は固有の國民性なり

勤王の精神に富むことは、我國民性であつて、國初より忠君勤王の教は存在して居り。又神代史或は神話といふ方が適當かも知れぬが、孰れにしても書紀や古事記にある記事に付て見るも、素盞鳴命が一旦暴舉が有つても、後には大に天照大神に對して忠愛の行のあること、武甕雷經津主の二神が、天孫瓊々杵尊の爲に、大國主命に交渉せらるゝ勳功、大國主事代主父子が國を譲らるゝ事、又饒速日命が神武天皇に歸順せらるゝ行爲などは、

忠君勤王の模範である。是等は不言實行の方であるが、又教としては彼の大伴家持が

天地の初めの時よ、うつそみの、八十伴男は、

大王おほきみに、まつろふものと定めたる。  
と詠み、又有名の諭族歌に、

海行かばみづく屍、山行かば草むす屍、  
大皇おほきみのへにこそ死なめ、のどには死なし。

と歌へる如き、又山上臆良大夫が令反感情歌に  
天へ行かば汝がまにく、つちならば

大王います。此照す日月の下は、あまくもの  
むかふすきはみ、たにぐ、のさわたるきはみ、  
聞こしをす、國のまほりぞ。かにかくに欲しき  
まにく、然にはあらじか。

又

武夫の臣の壯士は、大王の任のまにく

聞くちふものぞ、

などいふ歌詞もありて、大古より忠君勤王思想の

旺盛なることは明である、山上臘良なぞは頗る佛教の篤信者であり、又漢學も出來た人のやうであります。歌詞には佛教思想も餘り多くは見受けませぬ、加之に舉げた所の感情を反さしむる歌の如きは、全く當時の新思想たる道教の思想から彼の晉代に流行した清談者流の放縱無賴な行爲を喜んで居た者に對して、其の心得違であるといふことを教へ諭すに、我國民固有の忠君勤王思想を以てしたものと思はれる。斯く勤王思想は國民性に固有のものであるが、護國といふ思想は餘り古くは見えぬやうである。萬葉集の歌にも見當らぬやうである。

## 二、護國の精神

私は子供の時分に死して護國の鬼となるも、生きて亡國の民となるなれといふ語を聞いて、頗る感奮しまして、爾來其の精神は保持して居る積

りであります。由來此の護國の精神といふものは何れの國民にもある筈のものですが、支那なぞにはチヨット見渡した所では、精神はありませうがその教其の言葉は日本と比べては少いやうである。一體護國といふ事は國家といふ觀念が明確になり、強固に爲つて來すば起らぬ考であります、その國家といふ觀念は全く佛教から來て、佛教の宣傳鼓吹に依りて、明確となり、強固と成つたものと思はれます。我國の思想界は現今では歐米新來の思想が勢力を得て居るが、從來の思想は、我國本來固有の思想と、支那から傳來した道儒二教の思想と、夫から佛教の思想との三が化合して出来たものであります。其の他にも猶諸種の影響を受け、混和せられて居ることは無論の事であるが、根幹となる要素は、上に述べた三個の思想であると申して間違あるまいと思はれる。其の中で國家といふ觀念、護國といふ思想精神は主として、

何れの要素から得來たものかを調べて見ませう。

## イ、國家觀念

第一に我國固有の思想中に、國家といふ觀念があるか無いかといふに、夫は無論有るに相違ない併しながら往古は國際關係も少く、又我國は言葉や文字に顯した。教といふものが無いから、國家といふ觀念がオボロゲで有つて、較然分明で無い紀記萬葉集などでも見ても、佛法渡來以前の所では此の國家といふ觀念はドーモ明確を缺いて居るやうである、又目立て強く顯はれて居ないやうである、又夫程強く顯はれる機會も必要も無かつたかも思はれる、雄略天皇の時代には吉備上道臣田狹が任那に據て謀叛して、事件が新羅や百濟にも波及して、騒いだ事がある、其の時田狹の子息弟君の妻樟媛が國家情深、君臣義切、忠踰白日、節冠青松、とて、其の夫弟君を殺した事がある、

一寸大義滅親の語にも似て、勇壯な事實で語も善い語であるが、是は恐く樟媛の語其の儘ではなくて、書紀の撰者が其の意を忖度して、此の語を爲したものに相違ない。併し此時は矢張國際關係上自然と國家觀念が緊張したものである、例せば、此の事件の記事中に、「于時新羅不事中國」とか、「自天皇即位、至于是歲、新羅國背、誕、苞苴不入於八年、而大懼中國之心、脩好高麗」とあるなど、我國の事を中國と書してある。これは支那で蠻夷に對する筆法である、その語を取て書いてある、勿論記者の文であるから、互に取て當時の精神とは言へないかも知れぬが、兎も角當時國家觀念は大に緊張した事は確である。第二に支那思想にも國家といふ觀念は無い筈は無い。併し餘り國家といふ文字を使用せられなかつた、淺學寡聞なる私にては、支那で古い所に此の熟字は見當らない、勿論孟子などには出て居る、天下國家とあるのも

珍しくない、併し夫は國と家と二つで國家と熟して一の物を指すのでは無い。大學の八條目の中に修心齊家治國平天下とある。天下國家は即天下、國、家と三つで有て我々が今日國家觀念などいふのとは別である。邦家といふ熟字はある、是は邦と家では無くて、二字熟して一物を指すのであるが、是とてその國家觀念を鼓舞宣傳する爲の教として說いてある場合は少いやうに思ふ。絶無と斷言は出來ないが、少いやうに思はれる。

#### 口、護國觀念は佛教より来る

佛教には大に國家主義を鼓吹してある所もある

廣く之を論明することは今は略するが、日本に於て佛教を取り入れたのは正しく國家主義の點を攝受したのである、即ち聖德太子の十七憲法を見る

第四條……是以君臣有禮、位次不亂、百姓有

第六條……是以無匿人善、見惡必匡、其誣詐者、則爲覆國家之利器、爲絕人民之鋒劍、第七條……事無<sub>ニ</sub>大少<sub>ニ</sub>得<sub>ニ</sub>人必治、時無<sub>ニ</sub>急緩<sub>ニ</sub>遇<sub>ニ</sub>賢自寬、因<sub>ニ</sub>此國家永久、社稷勿<sub>ニ</sub>危、

なご<sub>ニ</sub>盛に國家といふ文字が用ゐてある。ソシテ古來此の國家といふ文字にアメノシタと假名が振つて有つて、第十二條の國非<sub>ニ</sub>二君、民無<sub>ニ</sub>兩主、率土兆民以<sub>ニ</sub>王爲<sub>ニ</sub>主とある國も同一意味で、國家觀念を教へ、國家主義を鼓吹せられたのは恐く佛教の國家主義の方面を攝受せられ、鼓吹せられるものと見える。

申すまでもなく、我國の史乘といふものは太子の御編述にかかる舊事記が最初のもので、書紀でも古事記でも皆其の影響を受けてるもので、雄略紀の記事など、恐くは源は太子の御筆より出て居るので無いかと想像せらるゝ。要するに國家と

云ふ文字は佛者の方より來り、國家といふ觀念は佛者によりて明確にせられ、其の思想は佛家によりて培かはれた所が多いと思はれる。

### 三、古代の信佛は皆護國の

#### 觀念より起る

既に國家といふ觀念が明になれば、自然に此の國家を保護し、擁護し、守護し、鎮護し、防護し愛護するといふ觀念思想が起り来る道理である。

夫は源は金光明最勝王經に天王護國品といふがあるが、これは諸天善神が國家を擁護し護念することを說いたものである。太子が憲法を制定せられたのも護國の精神に外ならぬのであるが、總て當時佛法を信じ、寺塔を造立したり、宗義を宣布するのも此の護國といふ事が一大眼目である。左に三四の例證を擧示して見やう。聖武天皇が陸奥國から黃金を得給ひて、東大寺に行幸し、左大臣橘諸兄をして白さしめ給ひし宣命の一節に、

今皇朕御世ニ當リテマセバ、天地ノ心ヲ勞シミ重シミ辱ナミ恐コミ坐スニ、聞シメス食國ノ東方陸奥國ノ小田郡ニ、金出タリト奏シテ、進レリ。此ヲ念セバ、種々ノ法中ニハ、佛ノ大御言シ、國家護ルガ多仁ハ勝レタリト、聞召シテ、シ、國家護ルミカドマモルガ多仁ハ勝レタリト、

食國天下諸國ニ最勝王經ヲ坐セ、盧舍那佛化リマツルトシテ、天ニ坐ス神、地ニ坐ス祇ヲ祈禱リ奉リ云々

#### 又鑒真和上東征傳に

時有勅旨施大和上園地一區、是故一品新田部親王之舊宅、普照思託請大和上、以此地爲伽藍、長傳四分律藏、法勵四分律疏、鎮國道場飾宗義記宣律師抄以持戒之力、保護國家大和上言大好、即寶字三年八月一日、私立唐律招提名、云々とある、加之天皇が諸國に御建立遊ばされた所の國分寺の寺號は金光明四天王護國之寺と云ふのである。

又傳教大師は其の著書に守護國界章あり、其の建立した所の延暦寺は延暦寺護國緣起のいふ如く全く鎮護國家の道場としたのである。安然和尚は聖皇擇<sub>二</sub>斯地<sub>一</sub>、高祖卜<sub>二</sub>我山<sub>一</sub>、世智與<sub>二</sub>道眼<sub>一</sub>互通<sub>二</sub>精神<sub>一</sub>天象與<sub>二</sub>地儀<sub>一</sub>、共得<sub>二</sub>函蓋<sub>一</sub>、故佛法護<sub>二</sub>王法<sub>一</sub>、王法崇<sub>二</sub>佛<sub>一</sub>法、永建<sub>二</sub>皇帝本命之道場<sub>一</sub>、偏嚴<sub>二</sub>國家鎮護之精誠<sub>一</sub>と言つて居る。延暦寺が鎮護國家の道場といふことは有名の事であるが、高野山の如きも亦弘法大師の奏狀を見ると、

伏惟、我朝歷代皇帝留<sub>二</sub>心佛法<sub>一</sub>、金刹銀臺、櫛<sub>二</sub>比朝野<sub>一</sub>、談義龍象、每寺成<sub>二</sub>林<sub>一</sub>、法之興隆、於是足矣、但恨高山深嶺、乏<sub>二</sub>四禪客<sub>一</sub>、幽藪窮巖、希<sub>二</sub>入定賓<sub>一</sub>、實是禪教未<sub>二</sub>傳<sub>一</sub>、住處不<sub>二</sub>相應<sub>一</sub>之所致也、今准<sub>二</sub>禪經說<sub>一</sub>、深山平地、尤宜<sub>二</sub>修禪<sub>一</sub>、空海少年日、好涉覽山水、從吉野<sub>二</sub>南行一日、更向<sub>二</sub>西去兩日程、有平原幽地、名曰<sub>二</sub>高野<sub>一</sub>、計當<sub>二</sub>紀伊國伊都郡南、四面高嶺、人蹤絕蹊、今思、上奉<sub>二</sub>爲國家<sub>一</sub>、下爲諸

修行者<sub>二</sub>芟<sub>三</sub>夷荒藪<sub>一</sub>、聊建<sub>二</sub>立修禪<sub>一</sub>院<sub>二</sub>、云々とあり、又其の允許の太政官符にも、上奉<sub>二</sub>爲國家<sub>一</sub>下爲<sub>二</sub>諸修行者<sub>一</sub>といふ言辭が明に歌つてある。故に當時の佛教は護國佛教である、寺塔を建つるでも、佛像を造るでも、僧尼を度するでも、齋會を修するでも、講經を爲すでも、總て信佛行爲は國土人民を安穩常住に護持せん爲である。或は甘雨を祈るといひ、疫疾を禳ふといひ、五穀豐饒の御祈禱、水旱風震に就ての御加持、是等は皆護國安民の一部分である。夫故當時最も盛に諷誦轉讀せられた所の金光明最勝王經（金光明經も同一種の異譯なり）の中には天王護國品とか正論王法品とか治國平天下の法が反覆丁寧に廣説してある。蓋し當時漢韓と國際的交渉が頻繁になり、國家觀念が勃興して來た所に、佛教は斯くまで護國の要義を高調する故に、當時上は御一人を始め奉り、心ある人は皆信奉したのである。鎌倉時代に至つ

ても榮西禪師は興禪護國論を著はし、日蓮上人は守護國家論を書いて居られる。此の精神は實に日本佛教の特質であつて、總ての時代の佛教に一貫し總ての宗派に彌漫して居る。

舒明天皇の十二年及び孝德天皇白雉三年に入唐學問僧慧隱が宮中に於て無量壽經を講じたとあるは、當時の信佛の護國を眼目として居る風とは聊異るやうな感があるが、決して境外に出た除外例ではない。蓋し現今では真宗では勿論、他の淨土各宗派に於ても、無量壽經を現世祈りをする經典とは取扱はぬやうであるが。慧隱の講釋は決して後の專修念佛や弘願他力の根本經典としてではなく、金光明經同格の求福禳災の現世祈りの經典として講じたであらうと思はれる。其の文句を摘出するならば、同經下卷に、

佛所遊履、國邑丘聚、靡不蒙化、天下和順、日月清明、風雨以時、災厲不起、國豐民安、兵戈

無用、崇德興仁、務修禮讓、

とある如きは、金光明最勝王經の天王護國品に、以是因緣、此贍部洲、安穩豐樂、人民熾盛、大地沃壤、寒暑諧和、時不乖序、日月星宿、常度無虧、風雨隨時、離諸究橫、資產財寶、皆悉豐盈、心無慳鄙、常行惠施、具十善業、

とあり、金光明經四天王品に

以是因緣故、此閻浮提、安穩豐樂、人民熾盛、大地沃壤、陰陽調和、時不越序、日月星縮、不失常度、風雨隨時、無諸災橫、人民豐實、自足於財心、無貪慾、亦嫉惡等

とあり、又金光明最勝王經王法正論品に

因主正法化、常得心歡喜、天衆皆歡喜、共護於人王、衆星依位行、日月無乖度、和風常應節、甘雨順時行、苗實皆善成、人無飢餓者、一切諸天衆、充滿於自宮、是故汝人王、妄身弘正法、とある、金光明經と金光明最勝王經とは同經異譯

であるから、同趣意で文句の似通うて居るのに不思議は無いが、無量壽經の所説も實に酷似して居るでは無いか、同經異譯でもモノツト文句の差違の大なのが澤山ある。金光明最勝王經は實に反覆鄭寧に此の同趣意の事が説いてあるのみならず、

當時此の經と相並んで盛に信奉せられた經文は仁王護國般若波羅蜜多經である。此の經を讀誦する所の修法は、齊明天皇六年六月が初會で、爾來盛に宮中に於て修せられた修法である、此の經も題名にある通り護國の事が説いてある。當時信佛の精神は斯くの如く國家守護の念が熾で、夫から他教が信せられたのである。實に佛教が我國に渡來した欽明天皇の御宇には任那が亡び、天智天皇の

御世には百濟が亡び、又支那は南北朝時代で盛に國の興亡があり、其の他渤海とか、吳越王錢氏とかの起倒もあるので、護國といふ事には、國民の精神が餘程緊張して居る時代であるから、此の護

國といふ所から佛法が信仰を得、興隆したものであらう。そこで無量壽經なども、天晴護國の爲の經文として誦せられたのである。其の眼で見れば極樂の莊嚴體相などを説いた所も、娑婆即寂光淨土で、此の國土の國豊民安兵才無用の有様を説いたのに外ならぬであらう。夫故此の經文の解釋が漸次發展して、佛立三昧となり、正修念佛となり專修念佛と進み、他利と他の深義とまで成つて、純他力の法門が建立せられても、矢張何處か陰には護國精神が潜んで居る、親鸞聖人の現世利益和讀や、朝家の爲、國民の爲念佛申せなごいふ教誨は、其の邊の消息を傳ふるものであらう。

#### 四、勸王と護國との結合

天無二日地無二王の語は天智天皇の大御言である、地に二王無しとの思想は元來固有にあるが明に八十七憲法に國非二君、民無兩主と言であ

る天無二日は事實で誰にも知れ切つた事であるが、此の天無二同土無二王といふ語は禮記に在り、又東西兩日出たといふ不吉な話は、呂覽に出て居て東日は周、西日は殷紂王に譬へ、西日沈沒の事が説いてあるが、禮記や呂氏春秋が當時讀まれて居たや否やは分らぬが、兩日天に在る不吉な話は、金光明經には正論品にも、四天王品にも説いてある、假りに正論品の文句を示せば、

是時天王各相謂曰、是王行惡、與惡爲伴、以造惡故、速得天瞋<sub>以天瞋</sub>故、不久國敗、非法兵仗、奸詐鬭訟、疾疫惡病、集其國土、諸天即使、捨離是王、令其國敗、生大愁惱、兄弟姊妹、眷屬妻子、孤逆流離、身亦滅亡、流星數墮、二日並現、他方惡賊侵掠其土、人民飢饉、多諸疾疫。

四天王品の方にも兩日並現云々とて、あらゆる災害禍惡が現出し來ることが説いてある、實に二日

並現といふ事は恐怖すべき事柄である、此の經說に依りて、天無二日地無二王の語は意味深長にないと思はる。詰り正法を信行せざれば、此土は魔界地獄と化するのである。後年日蓮上人が立正安國論を著し、其の徒日興上人が立正治國論を書いたのも此の主張に外ならぬのである。斯くて君民朝野の別なく、正法を信ずる者は、其の徳用として護國の精神を振起する事となる。其の護國の精神が君主に在りては仁政善治となり、臣民に在りては忠君勤王の精神と結び付くのである。

### 五、護國と勤王

君慈に臣忠と云ふことになり、共に以て國家を愛護すべきである。是の故に曩にも陳べた如く、雄略天皇の御代には吉備上道弟君の婦は國家情深、

臣義切、忠踰<sub>白日</sub>節冠<sub>青松</sub>と、國家君臣忠節を一にして述べて居る、又持統天皇は大伴部博麻が百濟を援けて唐軍と戦つて、捕虜となり、其の後自己の身を賣て資を得て、其の僚友を歸國せしめ敵國の情報を爲し、自らは多年彼國に滯留の後遁れ歸りたる行爲を嘉賞して、

朕嘉厥尊朝愛國、賣已顯忠、

と仰せられて、位に叙し物を賜ひたることがあり

又聖武天皇は前に記した詔に、

此ヲ所念バ、種種ノ法中ニハ佛大御言シ國家護  
ガ多仁ハ勝在ト聞召、食國天下ノ諸國ニ最勝王  
經ヲ坐盧舍那佛化奉ト爲テ、天坐神地坐祇ヲ  
祈禱奉。略下

と仰せられて、信佛と護國の關係深きことを宣給

はせられ、又次下に、護國と忠君勤王の大關係を詔り給うてある。即ち、

又御世御世ニ當テ、天下奏賜ヒ、國家護仕奉ル事ノ、勝在臣タチノ侍所ニハ置表テ、與天地共人ニ不令侮、不令穢、治給ヘト宣 大命衆聞食宣<sub>○略中</sub>不<sub>トノル</sub>過<sub>アヤマタズ</sub>、不失<sub>ウシナハズ</sub>、家門不荒<sub>イヘカドアラサズ</sub>シテ、天皇

朝ニ仕奉トシテナモ、汝タチヲ治賜フ、又大伴佐伯宿禰ハ常モ云如ク、天皇朝守仕奉事顧ナキ人等ニ阿禮バ、汝タチノ祖トモノ云來ク、海行バ美豆ク屍、山行バ草牟<sub>カバ</sub>ス屍<sub>オホキミ</sub>、コソ死シメ、能杼ニハ不死<sub>シナジ</sub>、ト云來ル人等トナモ聞召ス、

と仰せられてある其の次に又、

是以遠天皇御世始テ、今朕御世ニ當リテモ、内兵ト心<sub>ト</sub>心<sub>中</sub>コトハナモ遣ス、故是以子ハ祖ノ心成イシ子ニハ可在<sub>アルベシ</sub>、此心不失<sub>コノコロウシナハズ</sub>シテ明淨心以仕奉トシテナモ。略下

護國と信佛と忠君と孝養と、此の四の徳目が實に  
鏡の端無きが如く、相連環して、離るべからざるものと論じてある、かの平重盛が父清盛を諫諍したる心地觀經の四恩の説の如きも、天地恩衆生恩を知れば、自ら護國の精神が奮起し、國王恩父母恩を報ずるのが即忠孝である。

元來護國と忠君勤王とは離れ得ぬものでは無い。共和國などにも愛國者護國者は有り得る、又佛教は一面から言へば頗る世界的の教法であつて、佛教を信する者は必ず忠君勤王の思想が湧起するといふものでも無い、併し廣い佛法の中には、護國愛理の精神を涵養し、孝養勤王の思想を興起すべき方面も綿密に教へてある、其の方面と日本人固有の忠君勤王の精神と佛教の鎮護國家の教理と結び付いて、詰り國民性と佛教と互に因果となり、主伴となり、勤王護國の精神は發達し來り、佛教も日本佛教は何れの時代に於ても、何れの宗派に

於ても、此の勤王護國の思想を具有して居るやうに成ったかと思はれます。今後も此の精神は益々必要と思はれます、動搖が來はせまいかと憂慮せられます。

### 本多辰次郎